

鎌倉市 就学援助金制度のご案内

高校生等に就学援助金 45,000 円を支給します！

申請期間

令和8年5月7日(木)～
令和8年6月30日(火)

支給時期

令和8年
8月中旬頃

申請方法

電子または郵送
スマホからもOK

この制度は、経済的な理由によって高等学校等に在籍する生徒の就学にお困りの保護者の方へ、鎌倉市が就学援助金を支給する制度です。

給付制度のため、返還の必要はありません。ただし、年度ごとに申請が必要です。

なお、高等学校等に提出する神奈川県「高等学校等就学支援金」とは別の制度です。両方を申請することができます。

1 対象となる方

次の(1)～(3)の要件を全て満たす方が対象です。

(1)生徒および保護者(父母等)がともに鎌倉市内に住所を有すること

※生活保護受給世帯は対象外となります。

(2)生徒が次のいずれかの学校に在学していること

・高等学校(全日制・定時制・通信制)

・中等教育学校後期課程(高等部)

・特別支援学校高等部

・高等専門学校(第1から第3学年)

※高等学校卒業資格の得られない学校は対象外です。

(3)前年中の世帯所得が、生活保護需要額の1.2倍以下であること。

2 支給金額

学用品費や教科書費等として、年1回45,000円を支給します。

3 申請期間

令和8年(2026年)5月7日(木)から6月30日(火)まで(必着)

※ 郵送の場合は、余裕をもって申請してください。

4 支給時期・結果通知

支給時期:令和8年(2026年)8月中旬(予定)

審査結果は、令和8年(2026年)8月初旬に郵送でお知らせします。

5 申請の流れ

Step1 申請に必要な書類を用意する

□ 顔写真付き生徒証等の写し(生徒手帳不可)

学校から申請期間中に交付できないと言われた、または、顔写真付き生徒証が交付されていない場合はお問合せください。

※高等専修学校に在籍する生徒が、高校卒業資格を得るために、技能連携を行っている通信制の高等学校にも籍を置いている場合は、技能連携校の在学証明書又は顔写真付き生徒証の写しが必要になります。(高等専修学校のものは不可)

□ 【借家の場合のみ】 家賃額等の確認ができる書類の写し

次のいずれか

- ・契約書又は領収書の写し(借主、住所、契約期間、家賃額の記載があるもの)
- ・振込状況が確認できる通帳の写し(家賃額と口座名義人が分かるページの2枚)

□ 【令和8年1月1日現在、鎌倉市に住民登録がない方】 令和7年分の所得を証明する書類

次のいずれか

- ・令和7年分の給与所得や年金所得等の源泉徴収票の写し
- ・令和7年分の所得税の確定申告書(控)の写し
- ・令和8年度市県民税申告書(控)の写し

Step2 申請方法を選択し、申請書を作成する ※学校では申請できません

● 電子申請(e-KANAGAWA)

サイトから入力

「オンライン申請手続き >」

→ 「キーワードで探す」より で検索



● 郵便

「就学援助金申請書」に記入する

※申請書は生徒1人につき1枚作成してください。

教育委員会学務課の窓口の他、市ホームページからダウンロードすることができます(ダウンロードは4月下旬以降可能)。

※令和8年度から受領書の発行はありません。提出した記録を残したい場合は、電子申請をおすすめします。

Step3 申請または郵送する

Step1 の必要書類、Step2の申請書を全て提出してください。

【参考】支給できる所得の目安について

目安となる年間所得は、世帯状況により異なります(家族構成、借家の場合等)。申請書の提出をもって審査を行い、支給の適否を決定しますので、支給を希望する方は必要書類を添えて申請書を提出してください。電話による照会はできません。

年間所得額は、同一世帯の家族全員の合計所得です。

世帯人員	世帯構成	住居形態	目安となる年間所得額
2人	父または母(41～59歳)1人、高校生1人	持家	2,090,000円
3人	父母(41～59歳)2人、高校生1人	持家	2,730,000円
3人	父または母(41～59歳)1人、高校生2人	持家	2,790,000円
4人	父母(41～59歳)2人、高校生1人、中学生1人	持家	3,460,000円
5人	父母(41～59歳)2人、高校生2人、中学生1人	持家	4,100,000円

※老齢年金やパートによる所得、不動産や配当金等給与以外の所得、退職金も含まれます(所得額は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、確定申告書の「所得金額の合計」の欄の金額を参照してください)。

※目安となる年間所得額は高校2年生の場合で算出したものです。
(子どもの学年によって目安額は異なります。)

<問合せ先・書類送付先>

鎌倉市教育委員会 学務課学務担当

住 所:〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10

電 話:0467-61-3796(直通)

メール:gakumu@city.kamakura.kanagawa.jp

郵送の場合は以下を切り取って御利用ください。

送付先

〒248-8686

鎌倉市御成町 18-10

鎌倉市教育委員会 学務課学務担当 行

【高等学校等 鎌倉市就学援助金制度 申請書在中】